

# 代表不在の法人に対する 行政代執行及び費用徴収



愛知県安城市  
建築課建築指導係  
宮瀬 明範

# 代表不在の法人に対する行政代執行及び費用徴収

## 次 第



【代執行開始宣言 R1.6.24】

- 1 安城市について
- 2 行政代執行について
- 3 代執行費用の徴収について

# 1 安城市について

## 幸せつながる健幸都市 安城



マスコットキャラクター  
「サルビー」

安城市は、明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきましたが、中部経済圏の中核都市名古屋から30km圏内に位置することや、自動車産業の中心地である豊田市などの内陸工業都市及び衣浦臨海工業都市に隣接しているという恵まれた立地条件により、都市化・工業化やベッドタウン化が進みました



令和3年1月1日現在

面積 : 86.05 km<sup>2</sup>  
人口 : 190,143人

国道 : 1号、23号  
鉄道 : JR東海道本線、東海道新幹線  
名鉄名古屋本線、西尾線

## 2 行政代執行について

### 概要（土地、建物）

	所有者	面積 (㎡)	備考
建物	宗教法人	85.74㎡	H25罹災 代表者不在 ※代執行対象
土地	宗教法人	333.88㎡	代表者不在
	宗教法人	92.55㎡	

▲木造建物



▲越境樹木



▲敷地内の廃棄物



## 2 行政代執行について

### 事案の概要

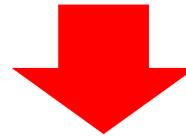
- 1 空き家及び敷地の所有者は宗教法人であるが、代表者が死亡している
- 2 宗教法人自体は解散しておらず、法人登記は存在する
- 3 代表者以外の他の役員の存在も確認できず、法人登記上の所在地に事務所や寺院等も存在しない

1～3から、事実上相手方が不在のため、書類の送達が困難であり、空家の状況の改善の見込みもない。

## 2 行政代執行について

### 任意除却か、代執行か

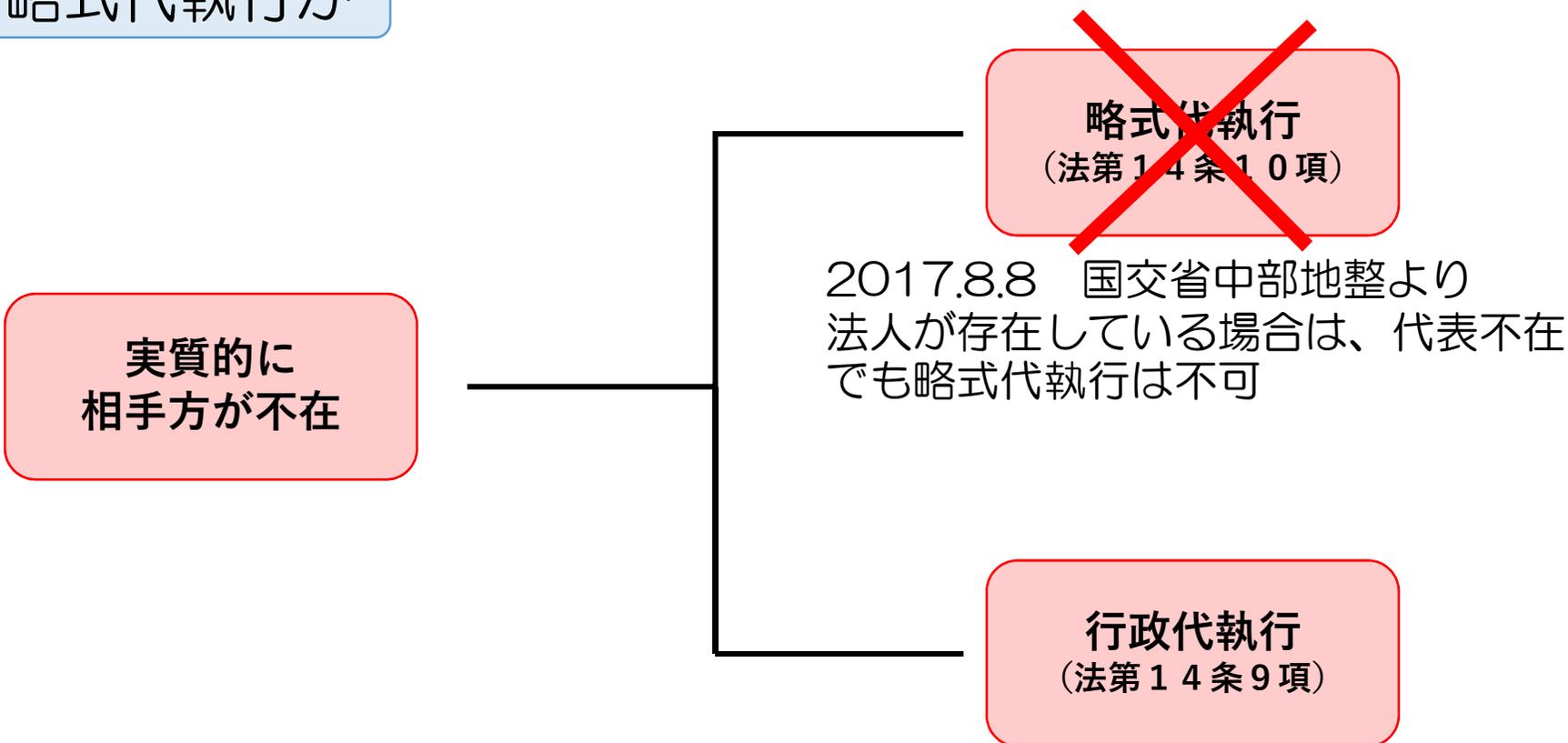
- 1 何らかの方法で相手方不在を解消して、その後に空き家を任意除却してもらう
- 2 何らかの方法で書類を送達して、代執行を行う。



1はスケジュール及び可否が不透明であったため、  
2を選択！！

## 2 行政代執行について

略式代執行か



## 2 行政代執行について

いかにして書類を送達するか

行政代執行をするには、何らかの方法で書面を相手方に到達させる必要があるため、公示送達を検討し、簡易裁判所からも了承を得た。

公示送達  
(民法第98条)

<制度の概要>

相手方の所在を知ることができない場合、書面を裁判所に掲示し2週間を経過したときに、意思表示が相手方に到達したとみなすことができる制度である。

## 2 行政代執行について

### 公示送達 (民法第98条)

#### 公示送達採用から行政代執行までのスケジュール

※黒字の日付は、裁判所掲示日

H30.9.27	特定空家認定・指導書（到達日H30.10.12）
H30.10.25	勧告（到達日H30.11.9）
H30.12.5	命令に係る事前通知（到達日H30.12.20）
H31.1.24	命令（到達日H31.2.8）
H31.3.14	代執行戒告（到達日H31.3.29）
R1.5.9	代執行令（到達日R1.5.25）
R1.6.24	行政代執行宣言
R1.8.9	行政代執行終了宣言

## 2 行政代執行について

開始宣言 R1.6.24

▲宣言読み上げ



▲報道の様子



▲着手の様子



▲囲み取材の様子



### 3 代執行費用の徴収について

代執行費用の納付命令書も当然、公示送達による到達を試みるが…

代執行費用の徴収は、「国税滞納処分の例により行う（行政代執行法第6条）」こととされており、税法の規定が適用されることになる。



税法（特別法）の規定により公示送達ができる場合、簡易裁判所による公示送達はできない。 <安城簡易裁判所>



国税徴収事務で代表不在の法人に書類送達をする場合は、公示送達をせずに、代表となる者を立てたうえで送達している <名古屋国税局>



公示送達は困難なため、相手方不在を解消し、書類を送達する必要がある。

### 3 代執行費用の徴収について

いかにして  
相手方不在を解消するか

代執行費用納付命令  
(行政代執行法第5条・第6条)

~~公示送達~~  
(民法第98条)

~~不在者財産管理人選任~~  
(民法第25条)

~~相続財産管理人選任~~  
(民法第952条)

~~代務者の選任~~  
(宗教法人法第20条)

~~仮理事の選任~~  
(旧民法第56条)

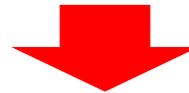
~~民事訴訟・特別代理人選任~~  
(民事訴訟法第35条・第37条)

~~破産手続き開始申立て  
破産管財人の選任~~  
(破産法第18条・第31条)

宗教法人の解散・清算人選任  
(宗教法人法第49条第3項・  
第81条第1項第4項)

### 3 代執行費用の徴収について

検討しうるすべての方法が採用できないため、宗教法人の解散を行い、清算人を選任することで相手方不在を解消することを決断。



宗教法人の解散申立て  
清算人選任  
(宗教法人法第49条第3項・  
第81条第1項第4項)

#### <制度の概要>

宗教法人が一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いている場合、利害関係人はその解散を請求でき、裁判所はその解散を命ずることができる。

解散後は、清算人が選任され、相手方不在が解消される。

### 3 代執行費用の徴収について

宗教法人解散申立て (R1.12.23) 市→裁判所



宗教法人の解散命令 (R2.7.30) 裁判所



清算人選任 (R2.8.17) 裁判所



納付命令書の送付 (R2.9.25) 市→清算人



更地での敷地の売却・換価 清算人



代執行費用の納付 清算人→市

## 所感

### <苦勞した点>

- ・個人ではなく法人が相手であるため、通常の財産管理人制度が適用できず、相手方不在の解消にとにかく苦勞した。
- ・とりわけ、宗教法人は解散以外の解消方法が整備されておらず、株式会社や一般法人と比べてもハードルが高かった。
- ・空家法以外の多様な法令を参照する必要があり、知識ゼロの状態から制度を利用していかなければならず、業務の進捗に時間を要した。

### <心がけた点>

- ・専門的な知識が必要な部分は協議会委員（弁護士、司法書士等）に知恵を借りることで、解決方法を模索、選定するように心がけた。
- ・各種制度を所管する機関（簡裁、地裁）に何度も相談に行くことで、実現の可否等を詳細に確認した。

…ありきたりですが、面倒くさがらずに色々な人に会い、色々なことを教えてもらうことが重要と感じました。

## お問い合わせ



愛知県 安城市建築課 建築指導係

0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 4 1 (直通)

[kenchiku@city.anjo.lg.jp](mailto:kenchiku@city.anjo.lg.jp)